

堺市社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人堺市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち、次の各号の掲げる者に対し、当該各号に定める報酬を支給する。ただし、堺市又は事業団の常勤の職員を兼ねる者には支給しない。

(1) 理事(元堺市職員で、堺市の外郭団体役員等(元市職員)の報酬額に関する取扱指針(以下この号において「堺市外郭団体役員報酬指針」という。)の適用を受ける者に限る。)

堺市外郭団体役員報酬指針による月額報酬

(2) 監事

日額 20,000円

2 前項に定める報酬の支給方法については、事業団の職員の給与の例による。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が理事会、評議員会等に出席した場合には、費用弁償として日額7,000円を支給する。ただし、前条第1項各号に掲げる者及び堺市又は事業団の常勤の職員を兼ねる者には支給しない。

2 役員等が職務のために旅行する場合には、堺市社会福祉事業団旅費規程の定めるところにより旅費を支給する。

3 第2条第1項第1号に掲げる者については、堺市外郭団体役員報酬指針に準じて、通勤に要する費用の額を費用弁償として支給する。ただし、当該額が月額20,000円を超えるときは、月額20,000円とする。

4 前3項に規定するもののほか、役員等が職務を行うために要した費用は、これを弁償することができる。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成5年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月29日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。